

令和5年11月17日  
共 産 党

## アスベスト飛散防止対策強化を求める意見書（案）

大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、令和4年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、令和5年10月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、自治体への事前調査結果報告は、調査結果そのものではなく国交省の「石綿事前調査結果報告システム」への入力によるもので、それは調査結果の「概要」にすぎず、自治体で調査結果の分析をし、アスベスト飛散防止が適切に行われているか確認できるものとは言えない。

また、大規模な団地の建て替えや再開発などの大量の建物の解体は、一度に多くのアスベスト建材含有分析と報告、点検、確認が生じ、自治体の監視・指導もますます困難となる。しかしながら、国や都道府県によるその指導権限に見合った財政支援などは十分ではない。

アスベスト建材の使用ピークから約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなることから、対策の強化が求められている。

よって、板橋区議会は、政府に対し、下記の事項を行うよう強く求める。

### 記

- 1 自治体が、アスベスト監視・指導体制強化のため、資格保有者などの人員を抜本的に増やすことができるよう、財政的支援を行うこと。
- 2 アスベスト含有分析調査結果報告の仕組みを改善し、調査結果報告そのものを自治体へ提出するよう義務付けること。

3 解体工事に税金が活用される場合は、アスベスト含有分析調査結果そのものの公表を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

環 境 大 臣 宛